

梅ヶ枝中央会計

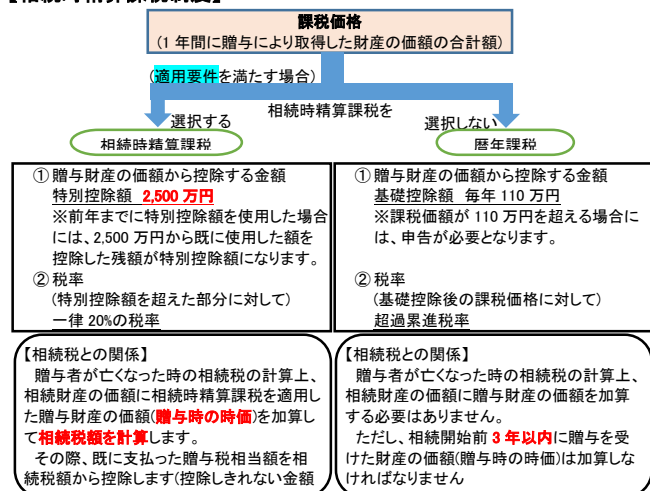
事業承継税制の活用

Q 事業承継税制とはどのようなものですか？また、活用にあたっての留意点はあるようなものですか？

A 一般に、相続時精算課税制度、贈与税・相続税の納税猶予・免除の特例制度、特定事業用資産の特例制度をいいます。ただし、以下の点に留意が必要です。

- ・相続時精算課税制度を選択すると、暦年課税制度に戻りできない。
- ・相続時精算課税制度と、贈与税・相続税の納税猶予・免除の特例制度との重複適用はできない。
- ・両制度共、株価が上昇する(業績が好調である)場合に有効。
- ・贈与税・相続税の納税猶予・免除の特例制度は 100%適用できず、かつ、継続的な運用が必要。

【相続時精算課税制度】



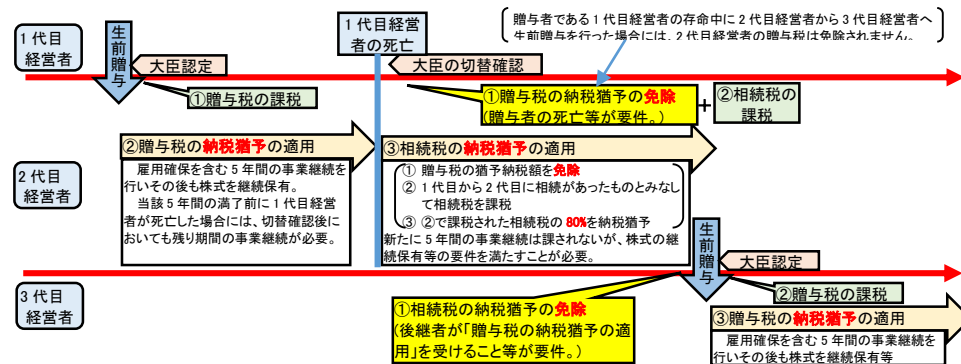
※受贈者(財産の贈与を受けた人)は、**贈与者**(財産の贈与をした人)ごと「相続時精算課税」を選択することができます。「相続時精算課税」を選択するためには、贈与税の申告書の提出期限までに贈与税の申告書と相続時精算課税選択届出書を税務署に提出しなければなりません。

相続時精算課税は、受贈者である子それぞれが贈与者である父、母ごとに選択できますが、いったん選択すると選択した年以後贈与者が亡くなる時まで継続して適用され、**暦年課税に変更することはできません。**

従って、暦年課税制度を活用した生命保険での相続税対策を先に適用する等の検討が必要です。

ただし、**贈与をした時点の時価(相続税評価額)で固定されるため**、今後の時価上昇が見込める場合は、有効な手法です。

【贈与税・相続税の納税猶予・免除の特例制度】



当該制度の適用は、相続後発行済議決権株式等の2/3まで、80%に対応する相続税の納税を猶予し、一定の要件の下、免除される制度です。

ただし、以下の点に留意が必要です。

- ・相続時精算課税制度との重複適用はできない(措法70の7③)。
- ・継続的報告が必要…経営承継期間内は毎年、その期間経過後は3年ごとに所轄税務署へ「継続届出書」を提出する必要。

・**贈与をした時点の時価(相続税評価額)で固定されるため**、今後の時価上昇が見込める場合は、有効な手法
なお、2015/1/1より、以下の一定の改正がなされています。

- ・事前確認制度の廃止
- ・後継者要件の親族要件の廃止
- ・先代経営者の役員の継続が可能
- ・経営承継期間における常時使用従業員数要件が毎年8割以上から平均で8割以上

【特定事業用資産についての相続税の課税価格の特例】

オーナーや社長などが亡くなった場合の株式の評価減や、山林の評価減が規定されています。この評価減のことを「特定事業用資産の特例」といいます。→100分の90まで減額(10%の減額)(措法69の5)

特定事業用資産…非上場会社の株式、または出資の価額の合計額のうち10億円(相続時の発行済株式総数等の3分の2までの部分が限度)以下の部分をいいます(他一定の要件有)。

特例の併用…小規模宅地等の減額との併用が可能であり、相続時精算課税を選択した財産にも適用。